

新旧対照表〔2023年6月1日実施〕

■ au でんき需給約款

| 改定前（旧） | 改定後（新） |
|---|---|
| au でんき需給約款 2023年4月1日実施 au エネルギー&ライフ株式会社 | au でんき需給約款 2023年6月1日実施 au エネルギー&ライフ株式会社 |
| 目次 I 総 則 1 1 適用 1 2 約款の変更 1 3 定義 2 4 単位および端数処理 3 5 実施細目 3 II 契約の申込み 4 6 需給契約の申込み 4 7 需給契約の成立および契約期間 4 8 需要場所 5 9 需給契約の単位 6 10 供給の開始 6 11 承諾の限界および遵守事項 6 III 契約種別および料金 7 12 契約種別 7 13 でんきMプラン 8 | 目次 I 総 則 1 1 適用 1 2 約款の変更 1 3 定義 2 4 単位および端数処理 3 5 実施細目 4 II 契約の申込み 5 6 需給契約の申込み 5 7 需給契約の成立および契約期間 5 8 需要場所 6 9 需給契約の単位 6 10 供給の開始 6 11 承諾の限界および遵守事項 6 III 契約種別および料金 7 12 契約種別 7 13 でんきMプラン 8 |

| | | | | |
|----|------------------------------------|----|--|--|
| 14 | でんきLプラン | 9 | | |
| IV | 料金の算定および支払い | 11 | | |
| 15 | 料金の適用開始の時期 | 11 | | |
| 16 | 検針 | 11 | | |
| 17 | 料金の算定期間 | 11 | | |
| 18 | 使用電力量の計量 | 11 | | |
| 19 | 料金の算定 | 11 | | |
| 20 | 日割計算 | 11 | | |
| 21 | 料金等の支払い | 12 | | |
| 22 | 延滞利息 | 13 | | |
| V | 使用および供給 | 14 | | |
| 23 | 適正契約の保持 | 14 | | |
| 24 | 力率の保持 | 14 | | |
| 25 | 需要場所への立入りによる業務の実施 | 14 | | |
| 26 | 電気の使用にともなうお客さまの協力 | 14 | | |
| 27 | 違約金 | 15 | | |
| 28 | 供給の中止または使用の制限もしくは中止 | 15 | | |
| 29 | 損害賠償の免責 | 15 | | |
| 30 | 設備の賠償 | 16 | | |
| VI | 契約の変更および終了 | 17 | | |
| 31 | 需給契約の変更 | 17 | | |
| 32 | 名義の変更 | 17 | | |
| 33 | 需給契約の廃止 | 17 | | |
| 34 | 需給開始後の需給契約の廃止または変更にとりなう料金および工事費の精算 | 18 | | |
| 35 | 解約等 | 18 | | |

| | |
|--|--|
| 36 需給契約消滅後の債権債務関係 19 | 36 需給契約消滅後の債権債務関係 19 |
| VII 供給方法および工事 20 | VII 供給方法および工事 20 |
| 37 供給設備等の施設 20 | 37 供給設備等の施設 20 |
| VIII 工事費の負担 21 | VIII 工事費の負担 21 |
| 38 工事費負担金 21 | 38 工事費負担金 21 |
| 39 工事費負担金の申受けおよび精算 21 | 39 工事費負担金の申受けおよび精算 21 |
| 40 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 21 | 40 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 21 |
| IX 調査および保安に対するお客さまの協力 22 | IX 調査および保安に対するお客さまの協力 22 |
| 41 調査に対するお客さまの協力 22 | 41 調査に対するお客さまの協力 22 |
| 42 保安に対するお客さまの協力 22 | 42 保安に対するお客さまの協力 22 |
| X 契約者等に係る情報の利用 23 | X 契約者等に係る情報の利用 23 |
| 43 契約者等にかかる情報の利用 23 | 43 契約者等にかかる情報の利用 23 |
| 附 則 24 | 附 則 24 |
| 1 本約款の実施期日 24 | 1 本約款の実施期日 24 |
| 別 表 25 | 別 表 25 |
| 1 でんきMプラン料金表 25 | 1 でんきMプラン料金表 25 |
| 2 でんきLプラン料金表 30 | 2 でんきLプラン料金表 30 |
| 3 再生可能エネルギー発電促進賦課金 32 | 3 再生可能エネルギー発電促進賦課金 33 |
| 4 燃料費調整 33 | 4 燃料費調整 34 |
| 5 使用電力量の協定 37 | 5 電源調達等調整 38 |
| 6 日割計算の基本算式 38 | 6 使用電力量の協定 39 |
| 7 提供エリア 40 | 7 日割計算の基本算式 40 |
| | 8 提供エリア 42 |
| 12 契約種別 | 12 契約種別 |
| (1) 契約種別は、次のとおりといたします。なお、提供エリアは、別表 7 (提供エリア) により | (1) 契約種別は、次のとおりといたします。なお、提供エリアは、別表 8 (提供エリア) により |

| | |
|---|---|
| <p>ます。 (略)</p> | <p>ます。 (略)</p> |
| <p>13 でんきMプラン (略) (4) 料金</p> <p>基本料金, 最低料金, 最低月額料金, 電力量料金は別表 1 (でんきMプラン料金表) のとおりいたします。</p> <p>(略)</p> <p>料金について支払を要する額は, 料金ならびに料金 (別表 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> | <p>13 でんきMプラン (略) (4) 料金</p> <p>イ でんきMプラン (東北), でんきMプラン (四国), でんきMプラン (九州)</p> <p>基本料金, 最低料金, 最低月額料金, 電力量料金は別表 1 (でんきMプラン料金表) のとおりいたします。</p> <p>(略)</p> <p>料金について支払を要する額は, 料金ならびに料金 (別表 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> <p>ロ でんきMプラン (北海道), でんきMプラン (東京), でんきMプラン (中部), でんきMプラン (北陸)</p> <p>基本料金, 最低料金, 最低月額料金, 電力量料金は別表 1 (でんきMプラン料金表) のとおりいたします。</p> <p>料金は, 別表 1 (でんきMプラン料金表) によって算定された金額, 別表 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金, 別表 4 (燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額および別表 5 (電源調達等調整) (1)八によって算定された電源調達等調整額の合計といたします。ただし, 当社が送付するご利用開始のご案内または請求書に, 料金メニューとして「【法人】でんきMプラン」と記載されているお客さまとの需給契約における料金には, 電源調達等調整の定めは適用されないものといたします。</p> <p>料金について支払を要する額は, 料金ならびに料金 (別表 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にかかる</p> |

| | |
|--|---|
| | 消費税および地方消費税相当額の合計といたします。 |
| <p>14 でんきLプラン (略) (4)料金</p> <p>基本料金および電力量料金は別表2（でんきLプラン料金表）のとおりといたします。 料金は、別表2（でんきLプラン料金表）によって算定された金額、別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表4（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。 料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> | <p>14 でんきLプラン (略) (4)料金</p> <p>イ でんきLプラン（東北）、でんきLプラン（四国）、でんきLプラン（九州）</p> <p>基本料金および電力量料金は別表2（でんきLプラン料金表）のとおりといたします。 料金は、別表2（でんきLプラン料金表）によって算定された金額、別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表4（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。 料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> <p>ロ でんきLプラン（北海道）、でんきLプラン（東京）、でんきLプラン（中部）、でんきLプラン（北陸）</p> <p>基本料金および電力量料金は別表2（でんきLプラン料金表）のとおりといたします。 料金は、別表2（でんきLプラン料金表）によって算定された金額、別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表4（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額および別表5（電源調達等調整）(1)八によって算定された電源調達等調整額の合計といたします。ただし、当社が送付するご利用開始のご案内または請求書に、料金メニューとして「【法人】でんきLプラン」と記載されているお客さまとの需給契約における料金には、電源調達等調整の定めは適用されないものといたします。 料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>18 使用電力量の計量 (略)</p> <p>(2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 5 (使用電力量の協定) を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> | <p>18 使用電力量の計量 (略)</p> <p>(2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 6 (使用電力量の協定) を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> |
| <p>20 日割計算</p> <p>(1) 当社は、19 (料金の算定) の場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金, 最低料金, 最低月額料金, または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表 6 (日割計算の基本算式) (1) により日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 6 (日割計算の基本算式) (3) により算定いたします。ただし、電力量区分については、別表 6 (日割計算の基本算式) (2) により日割計算をいたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 6 (日割計算の基本算式) (4) により算定いたします。</p> <p>(略)</p> | <p>20 日割計算</p> <p>(1) 当社は、19 (料金の算定) の場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金, 最低料金, 最低月額料金, または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表 7 (日割計算の基本算式) (1) により日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 7 (日割計算の基本算式) (3) により算定いたします。ただし、電力量区分については、別表 7 (日割計算の基本算式) (2) により日割計算をいたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 7 (日割計算の基本算式) (4) により算定いたします。</p> <p>(略)</p> |
| <p>附 則</p> <p>1 本約款の実施期日</p> <p>本約款は、2023年4月1日から実施いたします。</p> | <p>附 則</p> <p>1 本約款の実施期日</p> <p>本約款は、2023年6月1日から実施いたします。</p> |
| <p>別 表</p> <p>3 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能</p> | <p>別 表</p> <p>3 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能</p> |

エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、4月については、検針日の前日までの使用電力量および検針日以降の使用電力量にそれぞれの再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用し、合算して算定いたします。

なお、でんきMプラン（四国）における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価とし、1の料金算定期間に4月の検針日および4月の検針日の前日のいずれも含む場合は、検針日の前日までの期間および検針日以降の期間それぞれについて別表6(日割計算の基本算式)(1)を準用し、合算して算定いたします。この場合、「日割計算対象日数」は、「4月の起算日から4月の検針日の前日までの日数」および「4月の検針日から4月の末日までの日数」と読み替えます。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(略)

エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、4月については、検針日の前日までの使用電力量および検針日以降の使用電力量にそれぞれの再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用し、合算して算定いたします。

なお、でんきMプラン（四国）における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価とし、1の料金算定期間に4月の検針日および4月の検針日の前日のいずれも含む場合は、検針日の前日までの期間および検針日以降の期間それぞれについて別表7(日割計算の基本算式)(1)を準用し、合算して算定いたします。この場合、「日割計算対象日数」は、「4月の起算日から4月の検針日の前日までの日数」および「4月の検針日から4月の末日までの日数」と読み替えます。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(略)

(新設)

5 電源調達等調整

(1) 電源調達等調整額の算定

イ 電源調達等調整単価

電源調達等調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{電源調達等調整単価} = \text{固定単価} + \text{変動単価}$$

(イ) 固定単価

固定単価は、以下の通りといたします。

| | |
|------------|--------------|
| | 税抜額（税込額） |
| 1キロワット時につき | 7.00円（7.70円） |

(ロ) 変動単価

変動単価は、au でんきサービス（本約款、au でんき需給約款（【法人】でんきLプラン負荷）および au でんき需給約款（低圧電力）に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。）および当社が小売電気事業者として提供するその他のでんきサー

ビス（当社が定めるでんき契約約款に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下 au でんきサービスと併せて「本サービス」といいます。）に関する電気の使用電力量，料金および電源の調達費用の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{変動単価} = D - E$$

D = 各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用

E = 各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの売上

なお，変動単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。上記によって算出された変動単価が 7 円を超える場合，変動単価は 7 円とし，-7 円を下回る場合，変動単価は-7 円といたします。また，各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用および各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの売上の単位は，1 厘とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(i) 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用は，本サービスに関する電気の各変動単価算定期間における電源の調達費用，一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第 1 条第 2 項第 2 号に定めるインバランス料金として当社が一般送配電事業者との間で精算する費用，調達・供給における附帯費用および余剰電力を一般社団法人日本卸電力取引所が運営する卸電力取引市場で売買した際の損益の合計（消費税等相当額を除く。）を，各変動単価算定期間における本サービスに関する使用電力量の合計により除した額といたします。

(ii) 1 キロワット時当たりの売上は，本サービスに関する電気の各変動単価算定期間における料金（再生可能エネルギー発電促進賦課金，電源調達等調整額および消費税等相当額を含まないものとします。）の合計を，各変動単価算定期間における本サービスに関する電気の使用電力量の合計により除した額といたします。

□ 電源調達等調整単価の適用

各変動単価算定期間の変動単価によって算定された電源調達等調整単価は，その変動単価算定期間に対応する電源調達等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各変動単価算定期間に対応する電源調達等調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

| 変動単価算定期間 | 電源調達等調整単価適用期間 |
|---|---------------|
| 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 | 6 月ご使用分 |
| 毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間 | 7 月ご使用分 |
| 毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間 | 8 月ご使用分 |
| 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間 | 9 月ご使用分 |
| 毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間 | 10 月ご使用分 |
| 毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間 | 11 月ご使用分 |
| 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間 | 12 月ご使用分 |
| 毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間 | 翌年 1 月ご使用分 |
| 毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間 | 翌年 2 月ご使用分 |
| 毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間 | 翌年 3 月ご使用分 |
| 毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間 | 翌年 4 月ご使用分 |
| 毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間) | 翌年 5 月ご使用分 |

八 電源調達等調整額

電源調達等調整額は、その 1 月の使用電力量にイによって算定された電源調達等調整単価を適用して算定いたします。

(2) 電源調達等調整単価の揭示

当社は、電源調達等調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。

5 使用電力量の協定
(略)

6 使用電力量の協定
(略)

| | |
|--------------------|--------------------|
| 6 日割計算の基本算式 (略) | 7 日割計算の基本算式 (略) |
| 7 提供エリア (略) | 8 提供エリア (略) |